

氏名（生年月日）	フクダ トモコ <b>福田智子</b>	（1973年5月25日）
学位の種類	博士（法学）	
学位記番号	法博甲第137号	
学位授与の日付	2020年3月18日	
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項	
学位論文題目	<b>信託設定行為の法的性質</b> <b>—信託目的による受益者意思拘束の正当性—</b>	
論文審査委員	主査 小賀野 晶一 副査 新井 誠・遠藤 研一郎	

#### 内容の要旨及び審査の結果

#### 1 本論文の構成と概要

本章は、序章、5章、結びに代えて、のそれぞれから構成されている。

##### 序章

##### 第I章 英米信託における信託設定行為の法的性質

- 1 英国信託における信託設定行為の法的性質
- 2 米国信託における信託設定行為の法的性質
- 3 小括

##### 第II章 諸外国における信託関係法規

- 1 ハーグ信託条約
- 2 欧州信託法原則
- 3 ヨーロッパ私法に関するモデル準則草案
- 4 大陸法諸国における信託類似制度
- 5 小括

##### 第III章 日本信託における信託設定行為の法的性質

- 1 沿革
- 2 概要
- 3 信託の設定
- 4 信託の終了及び変更
- 5 信託と贈与
- 6 小括

##### 第IV章 撤回可能生前信託（Revocable Living Trust）の法的性質

1 米国における撤回可能生前信託

2 英国における撤回可能信託

3 小括

#### 第V章 信託目的による受益者意思の拘束

1 英米信託における信託目的による拘束

2 日本信託における信託目的による拘束

3 小括

結びに代えて

## 2 本論文の全体の概要

本論文は、信託法の起源であり、各国信託法に大きな影響を及ぼしたコモン・ローにおける信託制度について考察し、信託法の本質を明らかにする。比較法研究の対象としては、コモン・ローの英国、米国の信託制度だけでなく、大陸法系のドイツ及びフランスにおける信託及び信託類似制度や、大陸法諸国が共存する欧州の信託制度も取り上げ、比較分析し、結論として、コモン・ローにおける信託制度の考え方を参考にして、日本の信託法における委託者・受益者間の信託設定行為の法的性質は委託者から受益者に対する財産権の移転であり、その態様は実質的にみて贈与であると指摘する。そして、このような結論を根拠にして、受益者が信託目的である委託者意思により拘束を受けることの妥当性を明らかにしている。

## 3 各章の概要

本論文の本論における各章の概要は、以下のとおりである。

### 第I章 英米信託における信託設定行為の法的性質

本章は、英国信託及び米国信託における委託者・受益者間の信託設定行為について探究し、信託設定行為の法的性質を分析する。

英国と米国の信託制度は、委託者から受益者への無償の財産権移転を基礎にし、信託設定要件などにおいて同一の考え方をする。他方、相違点もいくつかあり、例えば、信託の定義について英国は、委託者が受託者に対し、受益者のために信託財産を、受託者自身の財産から区別して所有及び管理させ、受益者のために信託財産を扱うという、Equity 上の Fiduciary obligation を課す制度と捉えるのに対し、米国は、fiduciary relationship を生じさせる意思表示に基づき、財産権を有する人に対し、その財産を公益若しくは単独受託者以外の1人若しくはそれ以上の他者のために扱う義務を負わせることを目的とする信認関係と捉える。そして、英国信託と米国信託の最も重要な相違点として、信託設定行為の法的性質の違いがあると指摘する。

すなわち、英国では、委託者・受益者間の信託設定行為を贈与であると捉える。このことは、英国信託の重要原則 (Saunders v. Vautier 原則) から理解することができる。この原則は、受益者

全員が行為能力者の場合、受益者全員の同意があれば、信託契約の内容にかかわらず、受益者は受託者に対し信託財産の分配及び終了を請求することができるというものである。これは信託設定行為が、その信託設定に伴い受益者は信託財産に対する Equity 上の財産権を有すること、信託が Common law 上における贈与と同等と捉えられていることの帰結である。委託者から受益者に対する信託設定は、Common law 上の贈与と同等の Equity 上の財産権移転であるため、一度設定すれば、贈与者である委託者は、自身が唯一の受益者である若しくは撤回権や指名権を自身に留保していない限りその財産上の権利を失う。つまり、信託目的がどのようなものでも、信託が設定された以上、信託財産が委託者に帰属することはもはやなく、委託者として信託財産から利益を享受し、若しくは信託財産を処分することもない。信託設定後は、受益者が受託者を監督することもないが、これは信託設定により委託者から受益者へ財産権の移転（贈与）が生じることから認められる。

これに対し、米国では、freedom of disposition の考え方（＝財産処分自由の原則。財産を所有する者はその財産を自由に処分できるという原則）に従い、受益者は委託者が設定した重要な（信託）目的に反しない信託の変更や信託の終了において、信託の変更や終了で受益者全員の同意がある場合（＝Claflin 原則）、あるいは委託者が信託設定時に予期できなかった状況が生じた結果、信託事務内容を変更し若しくは逸脱した方が、より信託目的を達成できると裁判所が判断する場合（＝Equity 上の逸脱に関する法理）には、委託者の同意がなくとも信託の変更若しくは修正を行うことができるとする。英国と異なり、信託を条件付贈与と捉える米国では、Claflin 原則（受益者全員の同意がある場合においても、委託者の重要な目的に反する信託の変更や終了は認められないという原則）が採用され、信託目的に反して信託を変更しあるいは終了する場合には、受益者全員の同意のみならず委託者の同意が必要とされている。

以上、本章では、英米の信託制度が信託を財産継承制度や財産管理制度として利用していることに注目し、その法的構造を分析する。そして、英国信託は委託者・受益者間の信託設定行為を「委託者から受益者に対する Equity 上の贈与」と捉えるのに対し、米国信託は「委託者から受益者に対する Equity 上の条件付贈与」と捉えているとし、両者の違いを明確にした上で、英国信託・米国信託のいずれにおいても「委託者・受益者間の信託設定行為の法的性質は贈与（無償の財産権移転）」であると分析している。

## 第Ⅱ章 諸外国における信託関係法規

本章は、ハーグ信託条約、欧州信託法原則、ヨーロッパ私法に関するモデル準則草案における信託の定義等を順に概観し、さらに大陸法諸国における信託類似制度としてローマ法を継承したドイツ及びフランスにおける制度の内容について分析する。

信託はコモン・ローに起源を有する制度であるが、諸外国でも信託あるいは類似の法制度を有する国がある。また、近年、自国に信託法を有しない国においても、個人及び企業による社会活動の拡大に伴い、他国で組成した信託の関係者（委託者・受託者・受益者）が自国に存するケースが生じるなど、信託の国際化に対する取組みが重視されている。このような状況において、信託はコ

モン・ローに独自の制度であり、大陸法にはなじまないと理解することは適切でなく、信託はヨーロッパをはじめ諸外国において、共通課題である英国的ヴァリエーションとして取り扱う必要がある。なぜなら、信託はその有益性から多くの異なる必要と事情に適合できるスキームとして利用ニーズが高いからであると指摘する。

例えば、ドイツには信託類似機能を果たす制度として、遺言を利用した制度（管理遺言執行制度、後位相続人指定、遺贈の指図、取消不能遺言）、トロイハント制度などがある。先位相続人と後位相続人との関係には Sondervermögen（特有財産）があるとされ、また管理遺言執行制度を利用すれば、長期間に亘る他者による財産管理が可能となる。しかし、これら遺言を活用した制度では、遺言執行者へ財産移転が行われないことがないため、コモン・ロー上の信託に比べ、信託財産の独立性機能が低い。そして、トロイハントは、受託者への財産権移転が行われ、かつトロイハント財産の独立性も確保されるなど、コモン・ロー上の信託と類似するが、直接性の原則と代位の禁止による制限を受ける。これに対し、ローマ法のフィデユキアを継受したフランスのフィデュシーは、財産若しくは権利を受託者へ移転し、受託者は当該財産等を自身の財産から分別し、他者の利益のために管理する制度である。フィデュシーは定義上、コモン・ロー上の信託と類似するが、コモン・ロー上の信託が通常、委託者・受託者・受益者の3者間関係となるのに対し、フィデュシーは2者間関係としかならない。さらにフィデュシーは無償の財産移転として利用することが禁じられており、受益者のための資産管理方法としては有効とはいえないと指摘する。

以上、本章では、大陸法を採用するドイツやフランスにおける信託類似制度の内容を確認し、英米のコモン・ローの信託制度との違いを分析した上で、これらの国では、信託類似制度の利用目的が明確であり、コモン・ロー上の信託とは異なる特徴を生かした利用を図り、同時に金融商品的信託の利用が拡大されている世界の潮流については特別法を制定して対応していると指摘し、これに対して、日本の信託制度は、特に2006年の信託法改正以降、金融商品に関する信託の法的構成を強固にし、信託本来の機能である財産継承・財産管理機能を見失いつつあると指摘する。そして、今後、信託本来の機能を利用するニーズは高まることを考慮し、コモン・ローと大陸法系の諸外国における信託制度を参考にして、日本信託法のあるべき姿を構想している。

### 第三章 日本信託における信託設定行為の法的性質

本章は、第I章及び第II章の検討を受け、日本の信託における設定行為の法的性質について探究する。

日本の旧信託法は、信託財産の収益享受者（受益者）と法的所有者（受託者）を分け、受託者が受益者のために財産管理を行うという信託の本質を可能な限り実現していた。このことは、旧信託法において委託者から受託者への財産権の移転がない限り、信託の効力が生じないとされていることから確認できる。なぜなら、信託は財産継承及び財産管理制度、つまり財産を中心とした制度であり、委託者から受託者及び受益者に対する財産権移転がなくては成立しないからである。そして、民法上の贈与と異なるところは、受益者による意思表示が不要である点のほか、信託成立には

信託義務に基づく受託者による信託財産の管理が必要である点を挙げる。

そして、第1に、旧信託法については、1条において信託設定は契約であると定められているが、これは委託者・受託者間の信託設定行為に関する規定であり、委託者・受益者間の信託設定行為は旧信託法1条（定義）、7条（受益者の利益享受）、56条（信託の終了）、57条から59条（信託の解除）などを根拠にすると、①委託者と受託者との財産管理契約（信託契約）締結、②委託者から受託者に対する信託財産の無償移転、③委託者から受益者に対する財産権移転として構成されるべきであるとする。第2に、現行信託法における信託設定行為も、信託法2条1項（信託の定義）、6項（受益者の定義）、7項（受益権の定義）の各規定を根拠に同様に捉えることができると指摘する。

また、民法上の贈与と信託との関係については、民法上、贈与契約の要件を、①無償性、②贈与者の実体財産の減少に伴い、受贈者財産が増加すること、③贈与者と受贈者の意思の合致とするのに対し、信託における受益者は受益権を当然取得するため、贈与契約の要件のうち、③の受贈者の意思表示を欠く。つまり、他益信託（他益型信託）における委託者・受益者間の信託設定行為は、委託者から受益者に対する無償の財産権移転であるが、その要件は民法上の贈与契約と同一でないとした上で、信託法における信託と民法上の贈与契約は、財産供与者（贈与者、委託者）から財産享受者（受贈者、受益者）に対する、無償の財産権移転である点で類似し、いずれも無償での他者への財産移転手法であると分析する。

以上、本章では、前章までの検討成果、とりわけコモン・ローの信託法の構造を確認し、これを日本信託法のあり方として位置づけている。

#### 第IV章 撤回可能生前信託 (Revocable Living Trust) の法的性質

委託者・受益者間の信託設定行為を贈与と捉えた場合に、委託者による設定後信託の撤回可否は、重要な論点となる。そこで、本章は、米国において現在、主流である撤回可能生前信託の法的性質を検討し、さらに英国における信託設定後の撤回の可否につき検討し、本論文の結論の妥当性について検証する。

撤回可能生前信託は、法律上の所有権を受託者に移転するものの、委託者はその信託を撤回・変更又は修正する権利を留保し、委託者の意思次第でいつでも撤回が可能な信託をいうが、実際は遺言検認回避目的で設定される遺言の代用制度として利用され、その多くは委託者兼受託者兼受益者となっている。近年、米国では撤回可能生前信託が主流となったこともあり、2010年統一信託法典及び第3次信託法リステイトメントでは、信託契約のデフォルト基準を撤回可能に変更した。撤回可能生前信託は、信託設定後の委託者による撤回が認められているようにみえるため、その場合、信託設定（贈与）後の撤回が認められる根拠が疑問となる。しかし、撤回可能生前信託は信託財産のCommon law上の財産権の移転（委託者と受託者が異なる場合）若しくは信託宣言（委託者兼受託者の場合）により信託設定され効力が生じ、委託者兼受益者でない場合、受益者は偶発的受益権を有するに過ぎないため、委託者が生存中における信託の変更や撤回権限は有さない一方、委託者兼

受益者の場合、委託者は受益者としての地位に基づき、当然に信託の変更及び撤回権限を有し、委託者兼受託者の場合、受託者の立場で信託財産の管理を行い、委託者兼受託者でない場合、委託者は受益者の立場で間接的に信託財産の管理を行っていると理解ができる。つまり、委託者には条件付信託を設定する権限以外の強大な権限は認められていない。

これに対し、英国では撤回可能生前信託は認められていない。ただし、委託者が信託にかかる撤回権・指名権・変更権を自身に留保し、あるいは他者にそのような権利を与えた場合、その権限履行に伴い、委託者等が信託を終了若しくは変更することはできる。この場合において、委託者と受益者が異なる者であるとき、受益者は委託者が撤回権を行使するまでの間に享受した利益を返還する必要はない。なぜなら、委託者が撤回権を行使するまで、受益者は完全受益者であるからである。しかし、英国信託でも基本的には、委託者が撤回権を有するのは受益者の地位に基づくとしており、さらに撤回権自体は委託者のみならず受託者・受益者・第三者に対しても付与されるが、権限行為はその者の役割に応じ、通常受益者の利益のためになされる。つまり、委託者が撤回権を留保した場合、委託者は復帰信託に基づく単独受益者となり、税務上は、他の者が信託利益を享受する場合においても委託者が信託利益にかかる税負担を負うことになるなど、自益信託（自益型信託）と同様の取扱いとなる。

以上、本章では、撤回可能生前信託の法的性質について分析し、米国・英国いずれにおいても、信託設定を財産移転手法である贈与のひとつと捉えており、委託者が有する撤回権のデフォルトルールはじめ、信託設定の終了や変更の取り扱いを明確な基準で判断していることを明らかにしている。

## 第V章 信託目的による受益者意思の拘束

本章は、信託設定行為を委託者から受益者への財産権移転（その態様は贈与）と捉えることについて、信託設定をした時点で委託者による信託財産に対するコントロールは喪失し、真の取得者である受益者が信託財産を自由に使用・収益・処分することができることになるにもかかわらず（条件付であれば、条件が成就した以後、完全受益者となる）、なぜ委託者は信託目的により受益者意思を拘束することができるかという問題を設定し、委託者・受益者間の信託設定行為が贈与であることを確認する。

コモン・ローでは、信託は他者のための財産管理機能を有するため、信託目的による拘束を受けない信託は信託とはいえず、成立しないとしつつ、他方、信託が有する主たる機能である他者への財産継承機能を考慮すれば、信託設定に伴いEquity上の財産権を享受した受益者の意思も認められるべきであるとする。つまり、信託が有する2つの機能（財産継承機能、財産管理機能）のいずれを優先するかによって、委託者意思である信託目的と受益者の権利との重点、あるいはバランスが変化するという。例えば、財産継承機能を強く有する英国信託では、*Sanders v. Vautier* 原則が採用され、たとえ委託者が信託利益の分配方法を定めていたとしても権利能力ある完全権限者である受益者は、信託を終了し分配を受けることができる。そのため、受益者の浪費を懸念する委託者は、

裁量信託などを活用した protective trust を利用する必要がある。これに対し、財産管理機能を強く有する米国信託では、Claflin 原則が採用され、受益者であっても信託の重要な目的に反するような終了は認められない。米国では、財産処分権者の権限が強く認められ、このことは浪費者信託などにおいても表象されている。

日本の信託は以上の英国・米国信託と異なり、信託目的は絶対と捉えられている。信託目的が重視されるようになった理由として、説明のし易さが挙げられるとする。コモン・ロー上の信託は、ひとつの財産権に対し Common law 上の所有権と Equity 上の所有権を認め、信託設定は契約とは異なる財産移転とされる。これに対し日本を含む大陸法は、物権における一物一権主義と意思主義を原則とするため、ひとつの財産権を分離して受託者と受益者が有することは認められず、債権債務関係は意思主義を基礎とする契約に基づくものと捉えている（不法行為等は除く）。その結果、信託設定を契約として構成せざるを得ず、法律行為の一種である以上、必ず一定の目的（意思）が存在するはずであり、委託者が信託によって実現しようとする具体的な内容を信託目的、一定の目的として定めたものと考えられ、たとえ信託が、委託者が財産権の完全権を受託者に与え、受益者のためにその財産を信託目的に従って管理・処分すべき債務を受託者に負わせる制度と解されていたとしても、受託者及び受益者は委託者が設定した信託目的による強力な拘束を受けることになると分析する。

以上、本章では、信託目的の拘束力に関するコモン・ローと大陸法の異同を明らかにし、信託の本質としての共通点を確認している。

#### 4 総合評価

日本の現行信託法によれば、信託とは、一定の方法により、特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいい、信託行為とは、信託の区分に応じ、信託契約、遺言、あるいは一定の意思表示をいう（以上につき、信託法 2 条参照）。信託実務をみると、日本では信託法の導入当初から、金融商品的信託の利用がほとんどであり、現在もその状況も変わってはいない。一方、高齢に伴う意思能力低下による財産の凍結を防ぐため（例えば、成年後見制度の利用は財産の凍結を促すのではないかとの疑念から）、信託を活用するケースが近年増加し注目することができるがそのなかには問題のある信託の利用方法もあり、一部で社会問題化しつつある。日本の信託法研究は従来、委託者が受益者を兼ねる自益信託を対象にし、委託者と受託者との関係を中心に検討するものが多く、研究成果は相当数にのぼるものの、財産管理に関する現下の問題には十分に対応できていない。その結果、信託は、財産管理上の問題発生を防波堤としての役割を果たしていない。

本論文は以上の問題意識のもとに、委託者と受益者が別主体となる他益信託の構造を解明すべきであるとし、信託法の起源であるコモン・ローの信託法を中心に基礎的研究を行い、日本法への示唆を求めたものである。

信託法において信託設定行為の法的性質をどのように捉えるかという問題は、信託法の本質に関

する基本的課題として信託法学界を中心に検討されてきた。英国における信託 trust を継承した日本信託法の研究では、この問題を受益権の法的性質論として捉え議論を重ねており、受益権を物権的に構成する学説、債権的に構成する学説、実質的法主体性を認める学説、信託法の独自性を探究する学説などが主張された。ちなみに、現行信託法は、受益権とは、信託設定行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（受益債権）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいうと定めている（2条7項）。この規定や有力説である債権説を研究の前提にして、本論文は信託設定行為を分析することにより債権説の構造を明らかにしている。その特色は、信託設定行為の法的性質を比較法研究の成果に基づき解明したことにある。また、信託設定行為の法的構造の問題は、信託法の重要な機能である意思凍結機能と関連するが、本論文はこれを信託目的による意思拘束の問題として位置づけている。

すなわち、本論文は、信託を財産継承制度や財産管理制度として利用する英国、米国の信託制度についてそれぞれ、英国信託は委託者・受益者間の信託設定行為を「委託者から受益者に対する Equity 上の贈与」、米国信託は「委託者から受益者に対する Equity 上の条件付贈与」と捉え、英国信託・米国信託のいずれにおいても「委託者・受益者間の信託設定行為の法的性質は贈与（無償の財産権移転）」であると分析する。そして、このような背景として、米国信託において、信託設定時における委託者意思が受益者意思よりも重視されるとし、その理由として財産処分自由の理念や、自益信託としての信託発展の歴史のほか、英米法では個人主義の見地から、生存中の自己所有資産の自由な使用・収益・処分のみならず、自身の死後における自己所有資産の処分についても影響を与えることができることを指摘し、これは英国の植民地支配から脱却した米国において顕著に示されていることを明らかにする。

以上のように、本論文はコモン・ローにおける信託設定行為を分析し、日本の信託法においても同様に捉えることができるとする。そして、その根拠として、日本の信託法は委託者と受託者間における信託設定行為を契約と明定するものの、委託者と受益者間における信託設定行為については定めておらず、この関係を民法上の制度（第三者のためにする契約や贈与契約）で完全に置き換えることはできないとし、コモン・ローの考え方（無償の財産権移転）を参考にすべきであると指摘する。そして、本論文は結論として、信託設定行為の法的性質を委託者から受益者への無償の財産権移転（単独行為、条件付贈与）と捉えている。このように捉えることにより、たとえ受益者が信託財産から生じる収益を全て取得できるとされていたとしても、信託設定の条件である信託目的が達成するまで、受益者が信託を早期終了させ信託財産を取得することはできない、つまりこの点において受益者の意思を拘束することができる。また現行信託法上、受益者には受益権の譲渡が認められているが、信託目的に受益者が定められていれば、信託は目的不達成となり終了することになるため、この点からも受益者は信託目的に拘束されているといえるとし、信託目的による受益者意思の拘束の妥当性を説明することができることを明らかにしている。

以上の信託設定行為の法的性質に関する研究は、日本民法における遺留分減殺請求権（民法 1031



条以下)や詐害行為取消権(民法424条以下)の議論に次のような示唆を与える。すなわち、第1に、被相続人が行った遺言信託により、遺留分を侵害された相続人は、誰を相手にして遺留分減殺請求権を行使することができるかが問題となる。この問題については従来、受託者が信託財産を取得するため、受託者が請求相手になるとする考え方と、遺留分減殺請求権により信託設定行為が無効となると捉えそのことから受益者が相手になるとする考え方に分かれている。本論文の結論によれば、相続人は無償で財産権移転を受けた受益者に対して遺留分減殺請求権を行使することとなり、信託設定行為が無効となることはない。第2に、現行信託法は委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、債権者は受託者を被告として詐害行為取消権を請求することができるが、本論文の結論によれば、他益信託については受益者を被告として請求することとなる(自益信託については受託者は詐害行為取消権の対象にならない)。以上の2点は、わが国の民法及び信託法の議論に一石を投じたものといえる。

以上を要約すると、本論文は信託設定行為の法的性質を中心に、信託とは何かという信託の本質を比較法研究に基づき探究し、日本法のあり方として明確に提示している。その研究成果は独自性を有し、学術論文として価値を有している。また、本論文は法理論の観点から、高齢社会のわが国が直面する生活上の課題に応えようとする労作であり、今後の実務への応用を期待することができる。総じて、本論文は、比較法研究に学んだ意欲的論文として高く評価することができる。

しかしながら、本論文にも課題がある。すなわち、日本の信託法学は信託設定行為の法的性質について、主として受益権の法的性質論として議論を重ねてきており、本論文の結論との関係をどのように整理するかについては理論的補強を必要とする。このことについて、検討範囲を広げ、日本民法における物権と債権の峻別論、第三者のためにする契約論、贈与契約の拘束力の問題など、民法の主要課題についても検討範囲を広げることが望まれる。もっとも、この点については、本論文がわが国信託法学界、さらには民法学界に対して重要な問題提起をし、その独自性のゆえに生じ得る今後の研究課題として期待されるものであって、本論文の評価を減じるものではない。

最後に、本論文は、今日の学界と実務を先導する新井誠教授の信託法研究の成果を基礎としている。とりわけ、信託法の基本問題に注目し、法学研究の有力方法である比較法研究を重視することにより、他益信託を基本とするコモン・ローの本質に学び、自らの研究を進めていることを確認しておきたい。